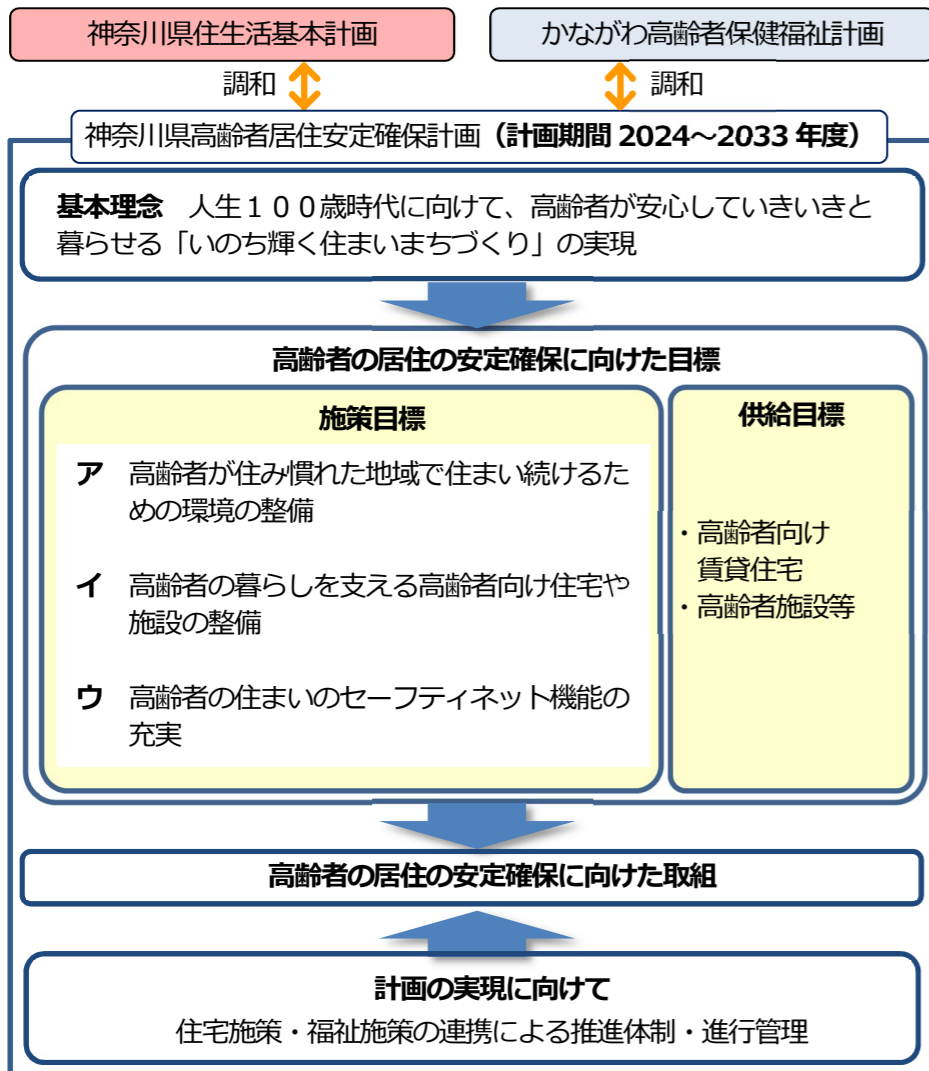


神奈川県高齢者居住安定確保計画改定素案(案)の概要について

1 素案の概要



2 素案に位置つけた施策の主な追加・変更箇所

(1) 前回懇話会での主なご意見

番号	主なご意見
1-1	サ高住の供給量は有料老人ホームの供給量と一体で考える必要がある
1-2	空き家の活用だけでなく、空き家にしないといった内容もあるとよい
1-3	福祉施設やNPO団体等への情報提供をまとめていくと有効
1-4	戸建ての持ち家に限らずマンション等も含めて考えていけるとよい
1-5	セーフティネットの相談や支援体制の確保について示すのがよい
1-6	不動産や住宅に詳しい人へ繋ぐ仕組みがうまくいくとよい
1-7	家主保険等の制度などを適切に情報提供することが重要

(2) 前回懇話会で示した主な新規施策

番号	主な新規施策
2-1	地域の空き家等を活用した活動拠点などの確保
2-2	地域の福祉拠点となるサービス付き高齢者向け住宅等の整備・推進
2-3	生活支援付きサブリース住宅等の供給の検討

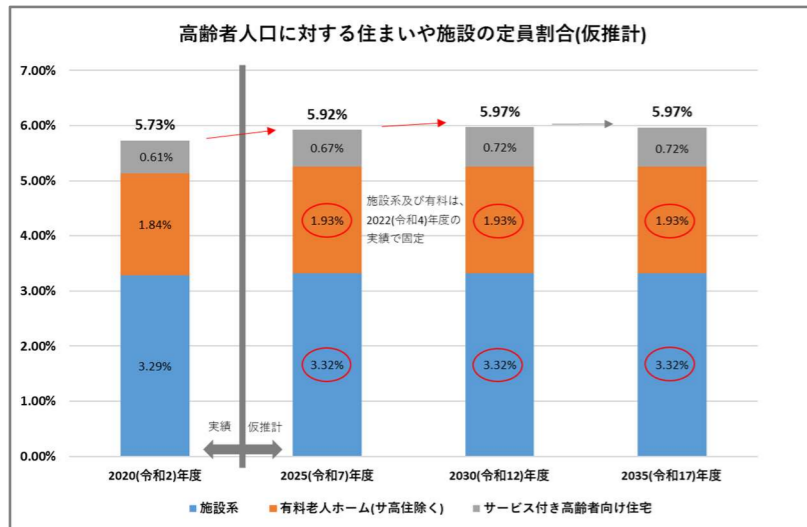
3 素案の構成

構成	備考	構成	備考						
第1章 計画の趣旨、計画の目的、位置づけ、計画期間 1 計画改定の趣旨 2 計画の目的 3 計画の位置づけ 4 計画期間		第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組 (目標達成のための施策) 1 高齢者が住み慣れた地域で住み続けるための環境の整備 (1) 住み慣れた地域における継続居住の実現 ア 高齢期の安心・安全な住まいの確保の促進 → 1-2 (2) 住まいにおける介護の充実 ア 住まいにおけるケアの適切な提供 (3) 暮らしを支える地域の体制整備 ア 居住コミュニティの活性化につながる住まいまちづくり イ 地域包括ケアシステムの強化 → 1-3 ウ 地域で支えるための人材育成 エ 空き家等を活用した多世代居住と地域包括ケアの連携した取組 → 1-4,2-1 2 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備 (1) 高齢者向け住宅の整備 ア サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 → 2-2 イ 高齢者向け賃貸住宅に関する取組の促進 (2) 施設の整備 ア 介護保健施設及び居住系サービスの整備 3 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実 ア 公的賃貸住宅における高齢者向け住宅等の供給及び適正管理の促進 イ 民間賃貸住宅等の活用による低廉な高齢者向け賃貸住宅の供給促進 → 1-5,2-3 ウ 高齢者の安心居住に関する取組の促進 → 1-6,1-7							
第2章 神奈川県の高齢者を取り巻く現状と課題 1 高齢者を取り巻く現状 (1) 高齢者人口・世帯 (2) 介護等の状況 (3) 住まいの状況 (4) 住まいの改善等の状況 (5) 収入等の状況 (6) 高齢者向け賃貸住宅の状況 (7) 高齢者施設等の状況 2 高齢者を取り巻く課題 (1) 自宅(持ち家)に住まう高齢者 (2) 借家に住まう高齢者 (3) 高齢者向けに整備された借家や施設		第5章 計画の実現に向けて 1 計画の推進体制 2 計画の進行管理							
第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本理念・目標 1 基本理念 “人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現” 2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標 (1) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標 ア 高齢者が住み慣れた地域で住み続けるための環境の整備 イ 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備 ウ 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実 (2) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等の供給目標 → 1-1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>2033(令和15)年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> <td></td> <td>19,500戸(累計)</td> </tr> </tbody> </table> 高齢者施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」による目標量	区分	年度	2033(令和15)年度まで	サービス付き高齢者向け住宅		19,500戸(累計)		参考資料 高齢期の住まいや必要なサービスを考えるフロー図 高齢者の多様な住まいの特徴 介護保険の在宅系サービスの特徴 SDGsとの関連	
区分	年度	2033(令和15)年度まで							
サービス付き高齢者向け住宅		19,500戸(累計)							

1-1

ご意見	サ高住の供給量は有料老人ホームの供給量と一体で考える必要がある				
素案	(2) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等の供給目標				
p. 15	ア 高齢者向け賃貸住宅				
2(2)	サービス付き高齢者向け住宅の供給目標を次のとおりとします。				
ア	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>2033(令和15)年度まで</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> <td>19,500戸(累計)</td> </tr> </table>	区分	2033(令和15)年度まで	サービス付き高齢者向け住宅	19,500戸(累計)
区分	2033(令和15)年度まで				
サービス付き高齢者向け住宅	19,500戸(累計)				

■サ高住や有料老人ホーム等の定員数の関係



高齢者人口に対する住まいや施設の定員数の割合は、増加の傾向があり、施設系や有料老人ホームの定員割合を仮に2022(令和4)年度の実績で固定をした場合でも、現状値を下回ることなく、緩やかに増加する。

1-2

ご意見	空き家の活用だけでなく、空き家にしないといった内容もあるとよい
素案	(ウ) 自宅の適正な管理の推進
p. 19	高齢者の持ち家が管理不全の空き家とならないように、元気なうちに、将来の住まいの活用や売却等について、ご自身の思いをあらかじめ書き留めていただく、「空き家にしない『わが家』の終活ノート」を周知していきます。
1(1)	「空き家にしない『わが家』の終活ノート」を周知していきます。
ア(ウ)	<p>《コラム》空き家にしない『わが家』の終活ノート</p> <p>高齢者の持ち家が空き家となり、管理不全となることを未然に防止するため、居住支援協議会が作成した冊子です。</p> <p>＜主な掲載内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家問題の解説(周辺地域への影響等) ・書き留めてもらう事項(利活用、処分の方法等) ・各種制度の解説(家族信託、任意後見制度等) ・相続に関する相談窓口の一覧

1-3

ご意見	福祉施設やNPO団体等への情報提供をまとめていくと有効
素案	(ア) 地域包括ケアシステムの深化・推進
p. 22	高齢者とその家族・介護者が抱える複合的な課題に適切に対応できるように、地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉の関係機関や団体等のネットワークの構築を図るとともに、情報の集約化に努めます。
1(3)	
イ(ア)	

1-4

ご意見	戸建ての持ち家に限らずマンション等も含めて考えていけるとよい
	⇒「高齢者が住み慣れた地域で住み続けるための環境の整備」は戸建てだけでなくマンションも含めて施策を推進していきます。
	多世代居住と地域包括ケアの連携図の「住まい」にマンションのイラストを追加。
素案	<p>■かかりつけ医、薬局 ■病院</p> <p>■ケアマネジャー</p> <p>■在宅系サービス ■施設・居住系サービス</p> <p>■住民、企業、NPO、大学等</p> <p>■老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等</p>

1-5

ご意見	セーフティネットの相談や支援体制の確保について示すのがよい
素案	(ア) セーフティネット住宅の確保と供給の促進
p. 28	セーフティネット住宅の登録を促進し、居住支援協議会等と連携した制度の普及や相談窓口の周知に取り組みます。
3	また、セーフティネット住宅における国の補助制度の活用を市町村に促し、登録住宅の改修費や家賃等の入居者負担の軽減を促進します。
イ(ア)	

1-6

ご意見	不動産や住宅に詳しい人へ繋ぐ仕組みがうまくいくとよい
素案	(イ) 居住支援コーディネーターの養成
p. 30	住まいをはじめ、生活に困っている高齢者に必要な支援を届けるためには、住まい探しや福祉サービス等の基本的な知識を持ち、住まいや生活全般の困りごとを受け止めて、課題の発見から専門団体へのつなぎ役を担う人材が必要です。
3	こうした人材を居住支援コーディネーターとして養成する、居住支援協議会の取組を促進します。
ウ(イ)	

1-7

ご意見	家主保険等の制度などを適切に情報提供することが重要
素案	(エ) 高齢者の安心居住と貸主の不安解消に関する情報提供
p. 30	《コラム》貸主向け保険商品ガイドブック
3	民間賃貸住宅にの貸主向けに「死亡時保険」など残置物処分や遺品整理等を取り扱う貸主向けの保険商品(少額短期保険)が複数の保険事業者から販売されています。今後増加が予想される高齢者等の住宅確保要配慮者の受け入れにあたって、より多くの貸主・不動産店にこのような保険商品を活用してもらえよう、各社の保険商品を集約した冊子を居住支援協議会で作成しています。
ウ(エ)	

2-1

新規施策	地域の空き家等を活用した活動拠点などの確保
素案	(ア) 地域の空き家等を活用した活動拠点などの確保
p. 23	高齢者の暮らしを地域で支えるために必要な拠点の整備等について、関係部署や市町村と連携した取組を促進できるよう検討していきます。
1(3)	また、空き家等を福祉施設や地域の交流拠点として利活用することを促進し、その担い手の養成や、交流拠点の運営に対し、まちづくりコーディネーター等の派遣を行います。
エ(ア)	

2-2

新規施策	地域の福祉拠点となるサービス付き高齢者向け住宅等の整備・推進
素案	(イ) 地域の福祉拠点となるサービス付き高齢者向け住宅の整備・推進
p. 25	地域交流拠点や介護・医療サービス事業所を併設した地域拠点型のサービス付き高齢者向け住宅の整備の促進方策について検討していきます。
2(1)	
ア(イ)	

2-3

新規施策	生活支援付きサブリース住宅等の供給の検討
素案	(イ) 生活支援付きサブリース住宅等の供給の検討
p. 28	居住支援協議会や居住支援法人等による、見守り等の生活支援付きサブリース住宅の供給などの取組を支援し、普及啓発を図ります。
3	また、空き住戸等の活用と福祉サービス等との連携により、家賃の低廉化の検討を行います。
イ(イ)	